

掛川市告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成29年3月31日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名 称 公益社団法人 掛川市シルバー人材センター

所在地 掛川市掛川910番地の1

2 委託した徴収事務

掛川市総合福祉センターに係る使用料の徴収事務

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで